

堺市補助金交付規則の一部を改正する規則

堺市補助金交付規則（平成１２年規則第９７号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「様式第１号」の次に「（第４条関係）」を加え、同様式の注書を削る。

様式第１号の２中「様式第１号の２」の次に「（第４条関係）」を加え、「申請人」を「申請者」に改め、「印」を削る。

様式第２号中「様式第２号」の次に「（第４条関係）」を加える。

様式第３号中「様式第３号」の次に「（第４条関係）」を加える。

様式第４号中「様式第４号」の次に「（第７条関係）」を加え、「申請人」を「申請者」に改め、「印」を削る。

様式第５号中「様式第５号」の次に「（第９条関係）」を加え、「申請人」を「申請者」に改め、「印」を削り、「返還するよう」を「返還をするよう」に、「又は返還する」を「又は返還をする」に改める。

様式第６号中「様式第６号」の次に「（第１３条関係）」を加え、同様式の注書を削る。

様式第７号中「様式第７号」の次に「（第１３条関係）」を加え、「その他、」を「その他」に改める。

様式第８号中「様式第８号」の次に「（第１３条関係）」を加える。

様式第９号中「様式第９号」の次に「（第１４条関係）」を加え、「申請人」を「申請者」に改め、「印」を削る。

様式第１０号中「様式第１０号」の次に「（第１６条関係）」を加え、同様式の注書を次のように改める。

注意 補助金の交付請求の期日は、次のとおりとする。

（１）確定払の場合

（２）概算払の場合

様式第１１号中「様式第１１号」の次に「（第１７条関係）」を加え、同様式の注書を削る。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市補助金交付規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市補助金交付規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。